

令和6年度

第11回千葉県農業委員会総会議事録

千葉県農業委員会

千葉市農業委員会総会議事録

令和7年2月13日、千葉市農業委員会会長 長谷部 衡平は、令和6年度第11回千葉市農業委員会総会を千葉市役所高層棟2階XL会議室201・202に招集した。

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	5件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	3件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）	2件
議案第4号	特定生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について	2件
議案第5号	千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について	23件
議案第6号	農用地利用集積等促進計画（案）の意見について	17件
議案第7号	千葉市農地利用最適化推進委員の委嘱について	
報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について	2件
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	12件
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	39件
報告第4号	農地法第5条の規定による届出に係る買受適格証明願について	3件
報告第5号	農地法第18条第1項第4号の規定による届出について	1件
報告第6号	農地法第18条第6項の規定による通知について	12件
報告第7号	地目変更登記に係る照会に対する回答について	15件
報告第8号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）	2件
報告第9号	荒廃農地の非農地化について	352件
報告第10号	賃借料情報の提供について	

<出席委員> (17名)

1番	秋庭重樹	2番	石井一也
3番	小川友安	4番	長谷部衡平
5番	芳澤和哉	6番	小島英男
7番	横山清亮	8番	槁本泉
9番	佐々木貴史	10番	秋葉重雄
11番	大塚秀行	12番	脇田章子
13番	清宮惠理子	14番	小林直樹
15番	市原律子	16番	高橋芳和
17番	齊藤憲次		

<欠席委員> (0名)

<事務局説明員>

事務局長	渡部義憲	次長	森田悟
次長補佐	有富裕和	農地活用班長	佐々木聡子
農地保全班長	原田賢一	農地審査班長	高山智裕
農地指導班長	森末豪		

	<p style="text-align: center;">開 会 （ 午前11時00分 ）</p> <p>ただいまより、令和6年度第11回千葉県農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。</p> <p>本日の出席委員は、17人中<u>17人</u>で総会は成立しております。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>はじめに、日程第1「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。</p> <p style="text-align: center;">議席番号 6番 小島 英男 委員 議席番号 9番 佐々木 貴史 委員</p> <p>のご両名をお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたしますが、第5項については、農業委員会等に関する法律第31条により、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、議事に参与することができない旨規定されていることから、関係委員にご退室いただいた上で、審議、採決します。</p> <p>それでは、第5項の関係委員におかれましては、恐れ入りますが、ご退室をお願いします。</p>
<p style="text-align: center;">議場</p>	<p style="text-align: center;">———— 橋本委員退室 ————</p>
<p style="text-align: center;">議長 (長谷部会長)</p>	<p>それでは初めに、第5項について、事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。</p>
<p>事前審査第1班 (小林班長)</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案書の3ページをご覧ください。</p> <p>第5項です。</p> <p>お手元の資料11ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります緑区板倉町に在住の方が、義務者でありませんが、同区同町に在住の方が所有する同区大木戸町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。</p>

<p>事前審査第1班 (小林班長)</p>	<p>申請地の取得後の作目は、タケノコを予定しております。 事前審査第1班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。 質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、議案第1号第5項について許可とすることに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議長</p>	<p>———— 挙手 ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第1号第5項は、許可と決定いたします。 それでは、関係委員にご入室いただきます。</p>
<p>議長</p>	<p>———— 橋本委員入室 ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>それでは次に、第1項から第4項について、事前審査第1班班長、説明をお願いします。</p>
<p>事前審査第1班 (小林班長)</p>	<p>ご説明いたします。 議案書の1ページをご覧ください。 第1項です。 お手元の資料1ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります若葉区下田町に在住の方が、義務者であります、同区同町に在住の方が所有する同区同町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。 申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。 次に第2項です。 お手元の資料2ページから3ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります四街道市鷹の台4丁目に在住の方が、義務</p>

<p>事前審査第1班 (小林班長)</p>	<p>者であります、若葉区下泉町に在住の方が所有する同区同町の農地を、新規就農のため、所有権の移転をするものです。 申請地の取得後の作目は、ナス、ピーマンなどを予定しております。 議案書の2ページをご覧ください。 次に第3項です。 お手元の資料4ページから9ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります稲毛区園生町に在住の方が、義務者であります、美浜区磯辺5丁目に在住の方が所有する若葉区大草町の農地を、新規就農のため、所有権の移転をするものです。 申請地の取得後の作目は、コマツナ、トウモロコシなどを予定しております。 次に第4項です。 お手元の資料10ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります若葉区野呂町に在住の方が、義務者であります、同区同町に在住の方が所有する同区同町の農地を経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。 申請地の取得後の作目は、ソバを予定しております。 事前審査第1班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。 質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、議案第1号第1項から第4項について許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>——— 挙手 ———</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第1号第1項から第4項について許可と決定いたします。 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。</p>

<p>事前審査第1班 (小林班長)</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案第2号第1項から第3項につきましては、現地調査を実施いたしました。</p> <p>議案書の4ページをご覧ください。</p> <p>はじめに第1項です。</p> <p>お手元の資料12ページから21ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図、融資証明書、残高証明書を添付しております。</p> <p>本案件は、申請地を貸資材置場用地とするため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請土地は、千葉北インターチェンジから南東に約500メートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、申請地のうち、500メートル以内にインターチェンジと保育所があり、水道管、下水管が埋設された道路に接道する農地は第3種農地と判断し、その他の農地については、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、土止め鋼板を設置し、土砂の流出等を防止します。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>次に第2項です。</p> <p>本案件は、第3項と一体案件ですので、一括して説明いたします。</p> <p>お手元の資料22ページから25ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。</p> <p>本案件は、申請地を太陽光発電施設用地とするため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請土地は、千葉市立大巖寺小学校から南東に約200メートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除対策については、フェンスを設置し、周囲への影響を防止します。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>他法令関係は、宅地造成規制法、再生可能エネルギー特別措置法に該当し、宅地造成規制法は許可済み、再生可能エネルギー特別措置法は認定済みです。</p> <p>事前審査第1班としましては、農地法上の許可基準であります、立地基</p>
---------------------------	--

事前審査第1班 (小林班長)	準、一般基準に適合しており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。
橋本委員	第2項及び第3項の太陽光発電について、本件はFIT法の適用を受けて発電能力が249kwhと非常に大きいものであり、この場合は地域説明会を開くことが義務付けられておりますので、農地法上からすると直接関係はしないと思いますが、説明会の内容がどのようなものだったのか聞いていれば教えていただきたいです。また、推進委員にも説明会を開催するということですが、推進委員からはどのような意見が出たかを確認したいので教えていただきたいです。
事務局	本案件についてはFIT法の改正前に認定を受けているものになりますので説明会の義務はないものと思われま。また、FIT法に基づく地元の説明会の義務化はあくまでも固定価格買取制度を利用したい事業者が行うもので、自由市場で売買する方は対象になりませんので、そのような方は説明の法的義務はありません。農地法としては電気の売り方までは審査基準にないので、固定買取をしたい方による説明会の内容について農業委員会で把握するという事はございません。推進委員へのご案内の目的は、担当地区の農地の集約等について情報収集や仲立ちする業務を担っていただいておりますが、農地の集約等に関して情報収集するために説明会のご案内をしている形になります。そのため、推進委員が説明会の中で意見を言う場合は推進委員として立場からの発言をしていただければと思います。
橋本委員	確認なのですが、資料の23ページの公図の中で申請地の近くに四角で囲われてる部分について、鉄塔のすぐ近くで太陽光はあまりやらないと聞いたのですが、こちらは鉄塔でしょうか。
事務局	当該場所は電力会社の鉄塔になります。パネルを置くことについては電力会社と話していて、架線から11メートル以上離れているため問題ないという説明でした。

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、議案第2号について許可とすることに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 挙手 ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第2号は、許可と決定いたします。 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）」を上程いたします。 事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。</p>
<p>事前審査第1班 (小林班長)</p>	<p>議案書の6ページをご覧ください。 第1項から第2項は関連案件ですので、一括してご説明いたします。 併せて、資料の26ページから28ページの位置図、公図、土地利用計画図をご覧ください。 本件は、千葉市若葉区桜木一丁目に所在を置く法人が、稲毛区萩台町に在住の個人2名が所有する、同区同町の畑各1筆、計2筆の各一部において、土砂災害特別警戒区域に指定されている隣接する山林において、区域指定解除を行うために実施する造成工事の車両等の進入路として利用するため、一時転用許可を取得するものです。 概要としましては、農地に鉄板を敷き、排水については、雨水は自然浸透で汚水については発生しません。 一時転用期間は、許可日から令和7年9月30日です。 事前審査第1班といたしましては、特に問題ないものと判断し、議案第3号を、許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。 質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 挙手 ————</p>

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第3号は、許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号「特定生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について」を上程いたします。</p> <p>事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。</p>
<p>事前審査第1班 (小林班長)</p>	<p>説明いたします。</p> <p>議案書の7ページをご覧ください。</p> <p>第1項は、中央区川戸町に在住の方が所有している、同町の畑3筆、合計面積4,554平方メートルについて、買取り申出者の妻が農業の主たる従事者であったことを、令和7年1月22日の現地調査により、渡邊推進委員に確認していただきました。</p> <p>買取り申出の事由は、農業従事者の「死亡」によるものです。</p> <p>第2項は、緑区あすみが丘東5丁目に在住の方が所有している、同町の畑1筆の一部、面積1,823.57平方メートルについて、買取り申出者本人が農業の主たる従事者であったことを、令和7年1月27日の現地調査により、萱野推進委員に確認していただきました。</p> <p>買取り申出の事由は、農業従事者の「故障」によるものです。</p> <p>事前審査第1班といたしましては、特に問題はないものと判断し、証明書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。</p> <p>質問、意見等ないようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第1班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 挙手 ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第4号は、承認と決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号「千葉市農用地利用集積計画(案)の決定について」を上程いたします。</p> <p>それでは、事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。</p>

<p>事前審査第1班 (小林班長)</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>本案件は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第2項の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。</p> <p>議案書の8ページをご覧ください。</p> <p>第1項は、若葉区御成台在住の方が所有する同区谷当町の田2筆、合計面積4,097㎡を同町在住の農家の方に所有権を移転するもので、権利者の作付品目は水稻です。</p> <p>第2項は、花見川区長作町在住の農家の方が、若葉区佐和町在住の方が所有する同町の畑1筆、面積7,054㎡に賃借権を再設定するもので、設定期間は6年、権利者の作付品目はソバです。</p> <p>次に9ページをご覧ください。</p> <p>第3項は、佐倉市所在の農地所有適格法人が、稲毛区長沼原町在住の方が所有する同町の畑2筆、合計面積4,800㎡に賃借権を再設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目はダイコンです。</p> <p>第4項は、若葉区桜木在住の農家の方が、同区加曽利町在住の方が所有する同町の畑2筆、合計面積3,437㎡に賃借権を再設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目はトマト、オクラです。</p> <p>次に10ページをご覧ください。</p> <p>第5項から第6項は、権利者が同一のため一括して説明します。</p> <p>若葉区下田町所在の農地所有適格法人が、同町在住の方、他1名が所有する同町及び同区谷当町の畑2筆、合計面積1,226㎡に賃借権を新規又は再設定するもので、設定期間は、第5項は5年、第6項は2年3か月、権利者の作付品目はサトイモ、サツマイモ、ラッカセイです。</p> <p>次に11ページをご覧ください。</p> <p>第7項から、12ページの第10項は、権利者が同一のため一括して説明します。</p> <p>富里市所在の農地所有適格法人が、若葉区中野町在住の方、他3名が所有する同町及び同区中田町の畑11筆、合計面積12,103㎡に賃借権を新規又は再設定するもので、設定期間は、第7項及び第10項は5年、第8項及び第9項は3年、権利者の作付品目はコマツナです。</p> <p>次に13ページをご覧ください。</p> <p>第11項から第12項は、権利者が同一のため一括して説明します。</p> <p>若葉区中田町所在の農地所有適格法人が、同区上泉町在住の方、他1名が所有する同町の畑8筆、合計面積7,380㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目はデントコーンで、自らが営む酪農に供するとのことです。</p>
---------------------------	---

<p>事前審査第1班 (小林班長)</p>	<p>次に14ページをご覧ください。</p> <p>第13項は、若葉区小間子町在住の農家の方が、同区中田町在住の方が所有する同区小間子町の畑8筆、合計面積12,693㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は3年、権利者の作付品目はニンジン、ゴボウ、サトイモ、ラッカセイです。</p> <p>第14項は、若葉区小間子町在住の農家の方が、稲毛区萩台町在住の方が所有する若葉区小間子町の畑1筆の一部、面積5,000㎡に使用貸借権を新たに設定するもので、設定期間は6年、権利者の作付品目はニンジン、サツマイモ、ジャガイモです。従前からの貸付地ですが、借受者が変わるため、新規となります。</p> <p>次に15ページをご覧ください。</p> <p>第15項は、若葉区千城台北所在の農地所有適格法人が、同区下泉町在住の方が所有する同町の畑4筆、合計面積5,651㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目はキャベツ、ダイコン、カボチャです。</p> <p>第16項は、若葉区中田町在住の農家の方が、同町在住の方が所有する同町の田2筆、合計面積6,758㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は水稲です。</p> <p>次に16ページをご覧ください。</p> <p>第17項から第18項は、権利者が同一のため一括して説明します。緑区土気町所在の農地所有適格法人が、中央区千葉寺町在住の方、他1名が所有する若葉区中野町の田6筆、合計面積6,486㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は水稲です。</p> <p>次に17ページをご覧ください。</p> <p>第19項以降は、農地中間管理機構の千葉県園芸協会が実施する農地中間管理事業に係る案件です。</p> <p>第19項から、18ページの第21項は、権利者が同一のため一括して説明します。</p> <p>佐倉市所在の法人が、若葉区下泉町在住の方、他2名が所有する同町の畑13筆、合計面積5,210㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目はネギ、キャベツです。第20項及び第21項については、従前からの貸付地ですが、借受者が変わるため、新規となります。</p> <p>第22項は、市原市在住の農家の方が、若葉区川井町在住の方が所有する同町の畑8筆、合計面積5,662㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は14年、権利者の作付品目はヘーゼルナッツ、アーモンドです。従前からの貸付地ですが、借受者が変わるため、新規となり</p>
---------------------------	---

<p>事前審査第1班 (小林班長)</p>	<p>ます。 次に19ページをご覧ください。 第23項は、大網白里市在住の農家の方が、緑区下大和田町在住の方が所有する同町の畑6筆、合計面積14,180㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目はラッカセイです。 第1項から第23項の合計面積は、101,737㎡です。 全項について、利用権の受け手要件に適合し、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されます。 議案第5号についての説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ございましたら、挙手をお願いいたします。</p>
<p>橋本委員</p>	<p>議案の案件とは関連しませんが、作目の話をされていたのでお伺いします。牧場がデントコーンを大々的に作り出しているところがあります。その近くで育てられている食料用のトウモロコシにデントコーンの花粉が飛んで販売用のものに影響が出ていると相談を受けたのですが、これはどこと話をすれば良いのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>農地法3条の地域調和要件にもそのような事例が載っているのですが、基本的に農地でなにを作るかというのは農家の自由になりますので、作付けした品種によって悪影響があるという場合は基本的に当人同士で話していただく形になります。また、大々的に一大産地とされていない限りは地域調和要件には引っかからないと考えます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等ないので、採決いたします。 事前審査第1班の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>—— 挙 手 ——</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第5号については、原案どおり決定いたします。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>次に、議案第6号「農用地利用集積等促進計画案の意見について」を上程いたしますが、第9項については、農業委員会等に関する法律第31</p>

議長 (長谷部会長)	<p>条により、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、議事に参与することができない旨規定されていることから、関係委員にご退室いただいた上で、審議、採決します。</p> <p>それでは、第9項の関係委員におかれましては、恐れ入りますが、ご退室をお願いします。</p>
議長	<p>———— 秋葉委員退室 ————</p>
議長 (長谷部会長)	<p>それでは初めに、第9項について、事前審査第1班班長、説明をお願いします。</p>
事前審査第1班 (小林班長)	<p>ご説明いたします。議案書の24ページをご覧ください。</p> <p>本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積等促進計画案についての意見を求められたものです。</p> <p>意見聴取後、農用地利用集積等促進計画の県の認可を受け、貸借が成立します。</p> <p>第9項は、緑区椎名崎町所在の農地所有適格法人が、同町在住の方が所有する同町の田1筆、面積741㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は、水稻です。</p> <p>事前審査第1班といたしましても、本案件は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号に規定する要件を満たしているものと判断いたします。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ございましたら、挙手をもってお願いします。</p>
議長	<p>質問、意見等ないので、採決いたします。</p> <p>事前審査第1班の説明について、意見なしとすることに賛成の方は、挙手願います。</p>
議長	<p>———— 挙 手 ————</p>
議長 (長谷部会長)	<p>賛成全員でございますので、第9項については、「意見なし」と決定いたします。</p> <p>それでは、関係委員にご入室いただきます。</p>

議場	———— 秋葉委員入室 ————
議長 (長谷部会長)	それでは次に、第1項から第8項及び第10項から第17項について、事前審査第1班班長、説明をお願いします。
事前審査第1班 (小林班長)	<p>議案書の20ページをご覧ください。</p> <p>第1項は、中央区今井町在住の農家の方が、緑区高田町在住の方が所有する同町の畑3筆、合計面積3,804㎡に賃借権を再設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は、ソバです。</p> <p>第2項は、若葉区みつわ台在住の農家の方が、同区富田町在住の方が所有する同町の畑1筆、面積1,394㎡に賃借権を再設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は、ネギ、ハクサイです。</p> <p>次に21ページをご覧ください。</p> <p>第3項から22ページの第5項は、権利者が同一のため一括して説明します。</p> <p>若葉区野呂町在住の農家の方が、同区中田町在住の方、他2名が所有する同町の畑5筆、合計面積4,444㎡に賃借権を再設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は、トマト、ナス、キュウリ、ダイコン、サツマイモです。</p> <p>第6項から23ページの第7項は、権利者が同一のため一括して説明します。</p> <p>若葉区下田町在住の農家の方が、同区御成台在住の方、他1名が所有する同区下田町の畑7筆、合計面積8,093.29㎡に賃借権を再設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は、多品目有機露地野菜です。</p> <p>第8項は、若葉区下田町所在の農地所有適格法人が、同町在住の方が所有する同町の畑3筆、合計面積2,828㎡に賃借権を再設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は、サツマイモ、サトイモ、ラッカセイです。</p> <p>次に24ページをご覧ください。</p> <p>第10項は、緑区土気町所在の農地所有適格法人が、若葉区中野町在住の方が所有する同町の田1筆、面積2,589㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は、水稻です。</p> <p>次に25ページをご覧ください。</p> <p>第11項は、市原市在住の農家の方が、若葉区川井町在住の方が所有する同町の畑1筆、面積1,838㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は14年、権利者の作付品目は、ヘーゼルナッツ、アーモンドです。</p>

<p>事前審査第1班 (小林班長)</p>	<p>第12項は、緑区大木戸町所在の農地所有適格法人が、同区大椎町在住の方が所有する同区大木戸町の畑2筆の一部、合計面積840㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目はデントコーンで、自社が営む酪農に供するとのことです。</p> <p>次に26ページをご覧ください。</p> <p>第13項から28ページの第17項は、権利者が同一のため一括して説明します。</p> <p>緑区あすみが丘東在住の新規就農予定者が、若葉区高根町在住の方、他3名が所有する同町の畑13筆及び千葉県園芸協会が中間管理権を取得している同町の畑3筆の計16筆、合計面積14,389㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は、第17項以外は5年、第17項は3年6か月、権利者の作付品目は、サツマイモ、ニンジン、ネギです。</p> <p>売り先は、千葉みらい農業協同組合を予定しています。</p> <p>権利者は、すでに4月1日開始の貸借について12月開催の総会にてご承認いただいた新規就農予定者ですが、現時点では未だ貸借開始前ですので、経営面積は無しとしております。</p> <p>事前審査第1班といたしましても、本案件は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号に規定する要件を満たしているものと判断いたします。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ございましたら、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問、意見等ないようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第1班の説明について、意見なしとすることに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>—— 挙 手 ——</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第6号は、「意見なし」と決定いたします。</p> <p>次に、議案第7号「千葉市農地利用最適化推進委員の委嘱について」を上程いたします。</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第7号 千葉県農地利用最適化推進委員の委嘱についてですが、農業委員会等に関する法律17条第1項の規定に基づき千葉県農地利用最適化推進委員を委嘱しようとするものです。</p> <p>欠員となっていた第3地区の推進委員について、2名の方からご応募頂き、千葉県農地利用最適化推進委員の選考等に係る要綱及び同選考要領に基づき組織された、千葉県農地利用最適化推進委員選考委員会により、1月に書類選考、面接試験を行い、結果として小川達也氏を候補者とするものです。</p> <p>議案第7号の説明は以上でございます。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事務局からの説明について、質問、意見等ございましたら、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>議案書のとおり第3地区の農地利用最適化推進委員を委嘱してよろしいか採決いたします。</p> <p>委嘱することに賛成の方は、挙手願います。</p>
議長	<p>——— 挙 手 ———</p>
議長 (長谷部会長)	<p>賛成全員でございますので、議案第7号は、原案どおり決定といたします。</p> <p>以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第1号から第10号までを一括して上程いたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>報告案件について、ご説明いたします。</p> <p>議案書の30ページをご覧ください。報告第1号 「農地法第3条の3の規定による届出について」は、相続等により農地の権利を取得した旨の届出があったもので、16ページまでに2件ございました。</p> <p>添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。</p> <p>議案書の31ページをご覧ください。報告第2号 「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、33ページ</p>

事務局	<p>までに12件ございました。</p> <p>内容につきましては、記載のとおりでございます。</p> <p>添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。</p> <p>議案書の34ページをご覧ください。報告第3号</p> <p>「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、土地所有者以外の者が市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の39ページまでに39件ございました。</p> <p>内容につきましては、記載のとおりでございます。</p> <p>添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。</p> <p>議案書の40ページをご覧ください。報告第4号</p> <p>「農地法第5条の規定による届け出に係る買受適格証明願いについて」は、3件ございました。</p> <p>農地の競売・公売の場合に、買受の申し出ができる者を「買受適格証明書」を有している者に限定することから、買受の申し出に先立って交付を受けておく必要があり、添付書類も含め完備しておりましたので、全項買受適格証明書を交付いたしました。</p> <p>議案書の41ページをご覧ください。報告第5号</p> <p>「農地法第18条第1項第4号の規定による届出について」は、届出に係る農地について賃借人が適正に利用していないと認められる場合、契約解除の前にあらかじめ届出がされるもので、1件ございました。</p> <p>現地調査を行った結果、適正に利用されていないことを確認しましたので、届出書を受理いたしました。</p> <p>議案書の42ページをご覧ください。報告第6号</p> <p>「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、農地所有者と借り手の耕作者の双方の合意による賃貸借の解約について農業委員会に通知するもので、43ページまでに12件ございました。</p> <p>添付書類も含め完備しておりましたので、通知を受理いたしました。</p> <p>議案書の44ページをご覧ください。報告第7号</p> <p>「地目変更登記に係る照会に対する回答について」は、45ページまでに15件ございました。</p> <p>申請地の現況について、農地であるか非農地であるか法務局から照会があったもので、農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。</p> <p>議案書の46ページをご覧ください。報告第8号</p> <p>「千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）」は、2件ご</p>
-----	--

<p>事務局</p>	<p>ございました。</p> <p>内容につきましては、1月の総会で審議されたもので、1月16日に千葉県農業会議より「許可相当」との回答があり、許可指令書を交付いたしました。</p> <p>議案書の47ページをご覧ください。報告第9号</p> <p>「荒廃農地の非農地化について」は、議案書の54ページまでに352件ございました。</p> <p>これらの案件は、既に森林の様相を呈しているなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地のため、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の判断を行い、農地台帳から除外したものです。</p> <p>なお、非農地判定したものについては、土地所有者に対し非農地決定通知書を送付し、また、法務局に対しても非農地判断した旨の通知をしております。</p> <p>議案書の55ページをご覧ください。報告第10号</p> <p>「賃借料情報の提供について」です。</p> <p>本件は、農地法第52条に基づき本市における賃借料を算出し、毎年、情報提供しているものです。</p> <p>具体的には、昨年令和6年1月1日から令和6年12月31日までの1年間に、農地法第3条の許可や農用地利用集積計画の公告が行われたデータなどにより、田・畑別、そして行政区別に10アール当たりの賃借料水準をお示ししたもので、金額は記載のとおりです。</p> <p>農地を貸し借りしようとする方々の目安となるよう、参考として情報提供するものであり、今後、農業委員会だより3月号や農業委員会のホームページなどにより、周知を図って参ります。</p> <p>なお、中央区、花見川区、稲毛区の田 及び 中央区、稲毛区の畑 につきましては、過去の事例がないため、表示しておりません。</p> <p>報告案件につきましては、以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ただいまの報告第1号から第10号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等無いようです。</p> <p>これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。</p> <p>以上をもちまして、令和6年度第11回千葉市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。</p> <p>閉 会 (午後0時7分)</p>
-----------------------	--

